

令和5年度第2回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和5年5月8日（月）
15時30分～16時35分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 4番 西田 清範
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄
7番 古田 茂 9番 大場 忠勝
10番 大橋 芳信 11番 大浦 清貴
12番 山崎 巖 13番 福山 英則
14番 仲田 茂男 15番 下村 帝
16番 北森 正誠 17番 渡辺 正志
18番 金田 修一 19番 長谷 幹夫
20番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 1名 8番 田中 善憲
5. 議 題 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告事項第4号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第5号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、出席委員数は23名でございます。
「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和5年度第2回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案3件、報告事項3件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。19番長谷委員、20番金木委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は8件で、申請面積は40,094.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

2番は、経営の縮小のため、農地所有適格法人である譲受人に、所有権を移転するものです。

3番は、贈与により、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

議案書3ページをご覧ください。

4番、5番は、贈与により、以前から申請農地を借りて耕作していた譲受人に、所有権を移転するものです。

6番は、相手方の要望により、父と子との間で5年間の使用貸借権

を設定するものです。申請農地は、令和4年12月5日の総会において、父が他の人から借り受けていた農地の所有権移転を行うために議決された案件の3筆のうちの2筆です。

その後、申請農地については、認定農業者のもとで1年間研修を受けた子が主体となって耕作することに変更したいとのことにより、今回、使用貸借権の設定を行うための申請があったものです。

7番は、贈与により、父から子に所有権を移転するものです。
議案書4ページをご覧ください。

8番は、相手方の要望により、新規の農家に所有権を移転するものです。

じゃがいもやいちじくを生産する予定です。

申請農地は、令和4年8月総会において空き家に付随した農地の指定の議決を受けて、告示した案件です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第5号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は5ページから8ページになります。

今回、5条申請が9件、面積は 5, 256.32㎡です。

それでは、内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準を併せてご覧ください。

議案書 6 ページをご覧ください。

5 条申請 1 番は、山室中部地区において、駐車場及び資材置場を整備する計画であります。申請人の〇〇〇〇は主に屋外看板の企画、製作、取付を行っております。転用の概要といたしましては、外注工事を自社で行うことが可能となり、資材置場が手狭になったことから拡張のため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5 条申請 2 番は、四方地区において、駐車場敷地を整備する計画であります。申請人の●●●●は△△△△の経営を行っております。転用の概要といたしましては、当該土地については昭和23年から使用しており、今回、登記地目を調査したところ、一部、地目が田であることが発覚し、今回是正のため申請されたものでございます。申請地は6筆に分かれており、内4筆については、半径500mの範囲内に教育施設、医療施設があり、前面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。残り2筆については、宅地で囲まれた10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が入っていないことから農地区分は、第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5 条申請 3 番は、大沢野地域大沢野北部地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、祖父母との相互扶助のため、申請地において二世帯住宅の建築を計画されたものです。申請地は、街区を形成しており、街区の面積に占める宅地の割合が84%を超えていることから農地区分は、第3種農地、原則許可案件となります。

議案書 7 ページをご覧ください。

5 条申請 4 番は、大沢野地域大久保地区において駐車場を整備する計画であります。申請人の▲▲▲▲は自動車の修理、板金塗装業を行っております。転用の概要といたしましては、車検や修理など、年々受注件数が増加しており、慢性的な駐車場不足により業務に支障が出ていることから駐車場の拡張のため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業も実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可の基準は代替可能性なしを適用しております。

5 条申請の 5 番は、大山地域大庄地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請地周辺には駅や教育施設、地区センターなど生活環境が整っており、生活の利便性が高いことから申請地を選定されたものでございます。申請地から半径300mの範囲内に鉄道の駅があることから農地区分は第3種農

地、原則許可案件となります。

5条申請6番は、八尾地域保内東地区において一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、申請地周辺のアパートに家族5人で生活しておりますが手狭なため、生活環境が整った申請地を選定されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書8ページをご覧ください。

5条申請7番は、婦中地域速星地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の□□□□は主に写真や印刷製本並びにその製品の販売を行っております。転用の概要といたしましては、□□□□では、日勤、夜勤合わせて624名の従業員が働いておりますが、従業員の駐車場は約500台分しかなく、慢性的に従業員駐車場が不足していることから駐車場拡張のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模ではございますが過去に土地改良事業が実施されていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請8番は、婦中地域神保地区において、倉庫を建築する計画であります。申請人の◆◆◆◆は、主に建築工事業を行っております。転用の概要といたしましては、申請者は婦中町千里地区を中心に住宅建築工事を行っており、現場付近に資材置場が必要なことから申請されたものでございます。この案件につきましては、現在、申請地の前面道路である県道が工事中であり建築基準法上の接道要件は満たせない状況ではありますが、舗装工事後は3年間掘り返せないこととなっております。また、下水道工事を行うにあたり、転用許可が必要となります。県道については年内に供用開始になることが確実であり、供用開始後、速やかに倉庫建築を行うよう指導済みであります。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業も実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可の基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請9番は、婦中地域神保地区において、資材置場を整備する計画であります。申請人の■■■■は主に建築工事業を行っております。転用の概要といたしましては、既存の資材置場が手狭なため、また、仕事の現場が申請地周辺に多いことから県道沿いの利便性の高い申請地を選定されたものでございます。申請地は、県道、宅地に囲まれた10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業も実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可の基準は代替可能性なしを適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第5号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第6号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

なお、13ページの27番は◇◇委員が役員を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第6号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、9ページから22ページです。

利用権設定は、今回は111件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が10件、3～5年が24件、6～9年が2件、10年以上が75件です。設定面積は、502,089.37㎡です。

11ページ1番から13ページ22番までは、農地中間管理機構を通すものであります。13ページ23番から22ページ109番までが相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、報告及び説明がありました農用地利用集積計画について、27番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、27番を除き、異議については、ないものといたします。

続きまして、27番について、審議いたしますので、◇◇委員は退室をお願いします。

<◇◇委員退室>

会 長 それでは、27番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、27番について、異議はないものといたします。

◇◇委員は入室をお願いします。

<◇◇委員入室>

会 長 改めまして、異議なしとのことですので、議案第6号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。議案書の報告事項である、第4号 農地法第3条の3の規定による受理について、第5号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より一括して説明をお願いします。

事 務 局 報告事項第4号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報

告します。議案書は、23ページから44ページです。

今回の受理件数は21件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせん希望については、ありませんでした。

報告事項第5号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは45ページから50ページまでです。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が15件、合わせて17件、面積は合わせて12,165.66㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは47ページ、5条の3番、49ページの14番、50ページの15番の3件でございます。

報告事項第6号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、51ページから57ページです。

解約件数は21件で、解約面積は66,008.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

(解約理由は、1番、6番、19番は自作、2番、3番、9番から12番、14番、15番、21番は利用権設定、4番、5番、7番、8番は耕作者変更予定、13番、16番から18番、20番は3条申請のためとなっております。)

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もありませんので、これをもちまして、議案・報告事項の議案審議を終了します。続きまして、協議事項に入ります。

まず、令和5年度の最適化活動の目標について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 　それでは、ただ今説明がありました令和5年度の最適化活動の目標について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 　特にご意見・ご質問等がないようですので、そのようお願いします。

会長 次に、互助会の収支書等の変更について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 それでは、ただ今説明がありました収支書等の変更について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見・ご質問等がないようですので、そのようにお願いします。

会長 次に、事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

(令和6年度農林水産関係税制改正要望について事務局説明)

会長 ただ今、説明がありました事務連絡等について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 特に何もありませんので、令和5年度第2回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。本日は、ありがとうございました。